

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

(簡易吸収合併)

2025年10月1日

住友理工株式会社

吸収合併に係る事後開示書面

2025年10月1日

愛知県小牧市東三丁目1番地
住友理工株式会社
代表取締役 清水 和志

当社は、2025年2月28日付で住理工商事株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、当社を吸収合併存続会社、住理工商事株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行いました。

会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定により、開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2025年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）

（1）吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過（会社法施行規則第200条第2号イ）

住理工商事株式会社は、当社の完全子会社でしたので、吸収合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。

（2）株式買取請求に係る手続の経過（会社法第785条）

住理工商事株式会社は、当社の完全子会社でしたので、株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求に係る手続の経過（会社法第787条）

住理工商事株式会社は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

（4）債権者異議に係る手続きの経過（会社法第789条）

住理工商事株式会社は、会社法第789条第2項および定款4条の規定に基づき、2025年8月1日付の官報において債権者に対する公告を掲載するとともに、同日付にて知れたる債権者に対して個別の催告を行いました。が、会社法789条第1項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第3号）

（1）吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過（会社法施行規則第200条第3号イ）

本合併は、会社法第796条の2の規定に基づく簡易合併であるため、当社の株主は、当社が吸

収合併をやめることの請求をすることはできません。

(2) 株式買取請求に係る手続の経過 (会社法第797条)

本合併は、会社法第796条の2の規定に基づく簡易合併であるため、当社の株主は、反対株主の株式買取請求をすることはできません。

(3) 債権者異議に係る手続きの経過 (会社法第799条)

当社は、会社法第799条第2項および第3項ならびに定款5条の規定に基づき、2025年8月1日付の官報において債権者に対する公告を掲載するとともに、同日付の電子公告を行いました。が、会社法799条第1項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第200条第4号)

当社は、本合併の効力発生日である2025年10月1日をもって、住理工商事株式会社からその資産、負債およびその他の権利義務一切を引き継ぎました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項 (会社法施行規則第200条第5号)

別添のとおりです。

6. 吸収合併による変更登記をした日 (会社法施行規則第200条第6号)

会社法第921条に基づく変更の登記申請は、2025年10月1日に行う予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要事項 (会社法施行規則第200条第7号)

該当事項はありません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

2025年8月1日

住理工商事株式会社

2025年8月1日

吸収合併に係る事前開示事項

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目17番13号
いちご丸の内ビル6階
住理工商事株式会社
代表取締役 日比野 学

当社は、2025年2月28日付で当社と住友理工株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、当社を吸収合併消滅会社、住友理工株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行うことと致しました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定により、開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社の住友理工株式会社の完全子会社であるところ、本合併は、親会社である住友理工株式会社の合併であり、合併比率の取り決めもなく、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

上記のとおり、本合併においては合併対価の交付がないため、該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

吸収合併消滅会社である当社は、新株予約権を発行していません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

吸収合併存続会社である住友理工株式会社の最終事業年度に係る計算書類等（事業報告書及び監査報告書を含む。）は別紙2のとおりです。なお、当社及び吸収合併存続会社ともに、重要な後発事象は生じていません。

6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

合併当事者の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、当該事項をただちに開示いたします。

以上



吸収合併契約書

住友理工株式会社（以下、「甲」という。）と住理工商事株式会社（以下、「乙」という。）とは、次のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下、「本合併」という。）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

第2条（合併当事者の商号及び住所）

本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社（甲）

商号：住友理工株式会社

住所：愛知県小牧市東三丁目1番地

（2）吸収合併消滅会社（乙）

商号：住理工商事株式会社

住所：愛知県名古屋市中区丸の内三丁目17番13号

第3条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下、「本件効力発生日」という。）は、2025年10月1日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議のうえ、本件効力発生日を変更することができる。

第4条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

甲は、乙の完全親会社であるため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を一切行わない。

第5条（増加すべき資本金及び準備金の額）

本合併に際して、甲の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

第6条（合併承認決議）

甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定を行う。

第7条（権利義務の全部承継）

1. 甲は、本件効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。
2. 前項の承継にあたり、労働条件等、乙の従業員に関する取扱いについては、別途、甲及び乙協議のうえ、これを定める。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結の日から本件効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもって、それぞれの業務を遂行するとともに、自己の資産及び負債を管理し、その財産又は権利義務に重要な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲及び乙協議し合意のうえ、これを実行する。

第9条（合併条件の変更、合併契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から本件効力発生日に至るまでの間において、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態若しくは本合併の実行を著しく困難にする事態が生じた場合、甲乙間で協議し合意のうえ、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（合併の効力）

本契約は、本合併の実行につき、法令に定める監督官庁等の承認の取得が必要な場合であって、本件効力発生日の前日までにかかる承認が得られないとき、又は、第6条に基づく各当事者の適法な機関決定による承認が得られないときは、効力を失うものとする。

第11条（規定外事項の協議）

甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従って、誠実に協議するものとする。

本契約の締結を証するため、本書を1通作成し、甲及び乙記名押印のうえ、甲がこれを保有し、乙はその写しを保有する。

2025年2月28日

甲

愛知県小牧市東三丁目1番地
住友理工株式会社
執行役員社長 清水 和志

乙

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目17番13号
住理工商事株式会社
代表取締役社長 日比野 学

第 137 期

事業報告

2024年 4月 1日 から

2025年 3月31日 まで

住友理工株式会社

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、全体として緩やかな成長基調が見られましたが、主要国における選挙結果を受けた政策変更リスクの顕在化、地政学的リスクの長期化、中国経済の減速、さらには政策金利の変更による為替の急激な変動など、複数の要因が複雑に絡み合い、経済環境の不確実性が一段と高まりました。

このような状況の中で、当社グループの主力事業である自動車業界においては、主要顧客による減産の影響を受けたものの、全体としての生産台数はおおむね一定の水準で推移いたしました。

当社グループは、「2029年 住友理工グループ Vision」(2029V) で掲げた「理工のチカラを起点に、社会課題の解決に向けてソリューションを提供し続けるリーディングカンパニー」への変革に向けて、2023年度より3ヶ年の事業計画である「2025年 住友理工グループ中期経営計画」(2025P) に基づき事業活動を推進しています。

コロナ禍からの自動車生産台数の回復に加え、構造改革や生産性改善、原価低減活動が当初の想定を上回るペースで進展したことを受け、2024年5月には、2025Pの「事業利益」[ROIC] [ROE] の数値目標を上方修正いたしました。今後も「さらなる収益力向上と持続的成長に向けた経営基盤強化」という2025Pのテーマに向けて、事業を推進していきます。

当連結会計年度における連結業績については、売上高は633,331百万円(前期比2.9%増)、事業利益は43,396百万円(前期比17.2%増)、営業利益は41,573百万円(前期比22.4%増)、税引前当期利益は38,633百万円(前期比25.4%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は27,419百万円(前期比47.1%増)となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりです。

売上高	6,333億円 (前期比2.9%増)
事業利益	434億円 (前期比17.2%増)
営業利益	416億円 (前期比22.4%増)
税引前当期利益	386億円 (前期比25.4%増)
親会社の所有者に帰属する当期利益	274億円 (前期比47.1%増)

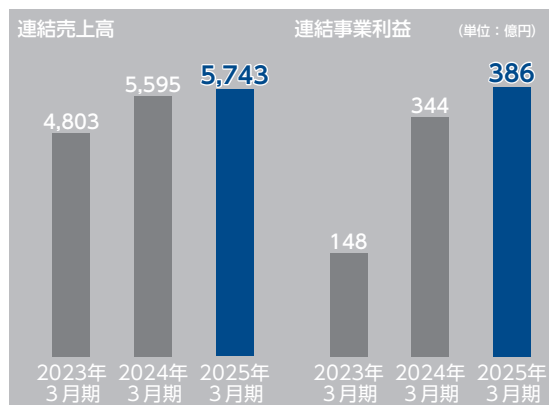
注：事業利益については26頁をご参照ください。



セグメント別の業績

連結構成比率
90.7%

自動車用品部門



外部顧客への売上高は、主要顧客による減産の影響があるものの、円安の進行による為替換算の影響により、574,338百万円（前期比2.6%増）となりました。

事業利益は、原価低減活動、生産効率の向上や為替換算の影響により、38,632百万円（前期比12.4%増）となりました。



防振ゴム



ホース



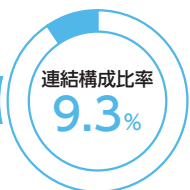
内装品



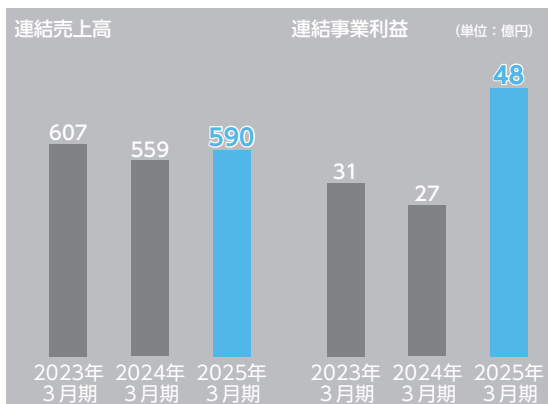
制遮音品



シール材

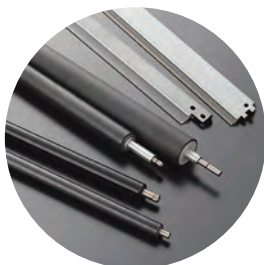


一般産業用品部門



外部顧客への売上高は、高圧ホースおよびプリンター向け機能部品の主要顧客による生産台数の増加や円安の進行による為替換算の影響により、58,993百万円（前期比5.5%増）となりました。

事業利益は、主にプリンター向け機能部品の生産拠点集約等の構造改革進展に伴い、4,764百万円（前期比79.8%増）となりました。



プリンター機能部品



産業用ホース



鉄道車両用防振ゴム



制震ダンパー

(2) 設備投資の状況

当期において実施した設備投資の総額は334億円で、部門別には次のとおりとなっております。

事業部門	設備投資額	主な設備投資の内容
自動車用品	302億円	防振ゴム、ホース、内装品、燃料電池（FC）部材、ゴムシール材の増産および合理化投資など
一般産業用品	32億円	精密樹脂ブレード・ロール、高圧ホース・搬送用ホースの増産および合理化投資など

(3) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、経常的な資金調達のみで特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、サステナブルな社会実現に向けた世界的な潮流や「CASE」といった自動車業界の大変革に加え、足元では主要国における選挙結果を受けた政策変更リスクの顕在化、地政学的リスクの長期化、中国経済の減速、さらには政策金利の変更による為替の急激な変動リスクがあります。これらの要因が複雑に絡み合い、経済環境の不確実性が一段と高まっている状況ではあるものの、経済活動は緩やかな成長を継続することが期待されます。

このような中、当社グループでは3ヶ年の事業計画である2025Pに基づき事業活動を推進しています。

当社グループの強みであるコアコンピタンス「高分子材料技術」「総合評価技術」を駆使した製品開発と、グローバルでの生産体制を生かした受注の拡大、原価低減活動および間接費抑制を継続して推進することで、収益性を高め、経営基盤を強化していきます。



また財務目標の達成と、ESG経営や資本コスト・株価を意識した経営の推進により、幅広いステークホルダーの皆様とともに持続的な成長と豊かな社会実現を目指していきます。

新製品の開発については、親会社である住友電気工業株式会社との連携を強化し、これまで以上にシナジーを創出できるように進めていきます。

〔自動車用品部門〕

自動車業界においては、技術革新の波が進行し、企業はこれらへの迅速な対応にとどまらず、カーボンニュートラルに象徴されるような社会課題解決への積極的な関与が求められています。

当社グループにおいては、創業以来培ってきたコアコンピタンスをもとに、CASEにおける「A：Autonomous（自動運転）」「E：Electric（電動化）」の2領域を中心に、これからの自動車（モビリティ）に新たな価値を提供する製品の創出と開発を進めています。

また当社のコア技術より生まれた薄膜高断熱材「ファインシュライト®」や放熱する吸音材「MIF®」は、電気自動車（EV）のネックとされる電費や航続距離問題、またさらなる静粛性の向上といった様々な課題解決に寄与すると考えています。

防振ゴム事業については、EV時代にあわせ、エンジンマウントから振動制御をより高度化させたモーターマウントやeAxleマウントといった製品へ進化させ、日系自動車メーカーのみならず、海外自動車メーカーへの拡販を進めています。自動車用ホース事業については、EV用の電池やモーターをはじめとする部品の熱マネジメントのニーズの高まりに合わせ、電池セル間断熱材や、他の製品で培った流体搬送技術を生かした冷却系ホースやバッテリー冷却プレート「クールフィットプレート®」などの開発にも注力しています。また、各国の環境規制に対応した燃料ホースやバイオ燃料用の燃料ホースなどの拡販を継続しています。

水素社会の実現に向けては、当社の燃料電池自動車（FCEV）向けの基幹部品がトヨタ自動車株式会社のMIRAIに採用されているほか、燃料電池トラック向け等にも水素タンクマウントや水素ホース、FCセル用ガスケットなどの部品を供給しています。

さらに、一般産業用品部門の製品である「リフレッシュイン」は、高透明遮熱・断熱窓用フィルムで、主に建物用としての展開を行ってきましたが、当社グループが2029Vで目指す、技術・事業領域の深化・融合を進める中で、車載用フィルムとしての用途を拡大させました。2023年度からマレーシアを中心に採用が進み、今後も東南アジア各国・インドなどへの拡販活動の強化や、用途の拡大に向けた共創やシ



eAxle マウント



冷却系ホース



バッテリー冷却プレート



リフレッシュイン

ナジを上げていく計画です。

当社グループにおける欧州の業績低迷については、先行で構造改革を実施した米州事業やエレクトロニクス事業と同様に、早急に対処すべき経営課題として認識しています。欧州においては、EVをはじめとする市場やOEMの動向の見極めを行うとともに、売価改善や受注活動、工程改善等によるロス低減に継続して取り組むことで、収益性の改善を進めていきます。

今後も課題拠点の構造改革の完遂、売上拡大と原価低減の三本柱によって、2025Pのテーマである「さらなる収益力向上と持続的成長に向けた経営基盤強化」の達成と筋肉質な体質への転換を進めていきます。加えて、他社との協業も含め付加価値の高い製品や技術の開発により、企業価値の向上と持続的な成長を目指していきます。

〔一般産業用品部門・新規事業部門〕

当社グループは、主力事業の「自動車（モビリティ）」分野に加えて、「インフラ・住環境」「エレクトロニクス」「ヘルスケア」といった、社会環境基盤の構築に不可欠な分野へも事業展開しています。

一般産業用品部門のうち、住環境分野においては、ビル用制振システム・TRCダンパーが新規開業した第2名古屋三交ビル（愛知県名古屋市）に採用されました。同システムのさらなる採用の広がりによって、地震が多い我が国を中心に防災・減災への貢献が期待されます。インフラ分野における高圧ホースについては、原価低減とともに補修品市場への積極的な参入や未進出エリアを中心にグローバル拡販を進め、収益性向上を目指します。エレクトロニクス分野では、事務機器市場の成熟や働き方の変化による需要変動に対して、柔軟に対応できる体制への転換を目的とした構造改革を実施したことで、収益性が改善されました。ヘルスケア分野では、SRセンサを応用した「モニライフシリーズ」が株式会社ナインアワーズの運営するナインアワーズ品川駅スリープラボに採用され、宿泊者の睡眠状態を可視化するサービスに活用されています。本製品を通じて、宿泊利用者への睡眠解析サービスや質の高い睡眠環境を提供することで、人々の暮らしと健康への貢献を目指していきます。

新規事業部門では、社会の要請に応えられるよう投資すべき重点事業分野を見極め、事業基盤の強化と新たな収益の柱となる事業の創出を進めていきます。

特に、2029Vに沿って、当社グループの技術領域の融合と他社との共創や新領域への挑戦をより一層強化しており、インテグリカルチャー株式会社と共同で開発を進めていた細胞農業向けの細胞培養バッグは、技術確立と特許出願が完了したことから2024年11月に試験販売を開始しています。また、株式会社ギンレイラボと共同開



SRセンサ

発を行っている動物実験代替ツール「生体模倣システム（MPS）」についても、エントリーモデルの販売を開始予定です。

「ファインシュライト」は、その高いレベルでの保温・保冷機能から、食品や医薬品などの定温輸送に活用されてきたほか、アウトドア用品にも採用されています。また、工場設備に取り付けることで、熱効率が向上し省エネに繋がったという実証結果も得られており、カーボンニュートラルを目指す社会ニーズにマッチし、採用が進んでいます。引き続きファインシュライトの応用性を模索し、新事業展開やさらなる用途拡大に向けた協業先探索を行っていきます。

これら以外にも、サーキュラーエコノミーへの取り組みとして、ランザテック社および住友ゴム工業株式会社・住友電気工業株式会社との協業が進んでいます。製品を供給するだけではなく、廃棄物の回収・再利用といった循環型社会の実現を目指して、長期的な目線をもった取り組みを進めています。



生体模倣システム (MPS)



ファインシュライト

私たちはこれまで、モノづくり企業として90年以上にわたって培ってきたコアコンピタンスを軸に、住友事業精神が謳う「萬事入精（ばんじにつせい）」「信用確実」「不趨浮利（ふすうふり）」を忠実に守りながら、「安全・環境・コンプライアンス・品質（S.E.C.Q.）」の取り組みを積み重ねてきました。これからも世界中で必要とされる“Global Excellent Manufacturing Company”への成長を目指して、創立100周年に向け、着実な歩みを続けていきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2029 年 住友理工グループ Vision と 2025 年 住友理工グループ中期経営計画の考え方

さまざまな社会変革が常態化するなか、フレキシブルに変化に対応するため、これまで5ヵ年で設定してきた中期経営計画の考え方を見直しました。

創立100周年となる2029年を節目とする長期ビジョン「2029 年 住友理工グループ Vision (2029V)」の策定に加え、2023 年度から3ヵ年ごとの中期経営計画として「2025 年 住友理工グループ中期経営計画 (2025P)」を策定しました。



TOPICS

当社は、健康経営の優れた取り組みを行っている上位500法人に与えられる「健康経営優良法人2025～ホワイト500～」に認定されました。また「健康経営優良法人」は、2017年から9年連続で認定を受けています。

今後も健康経営を重要な施策と位置づけ、従業員の健康意識を高め、働きがい向上・エンゲージメントの向上に取り組むことで、健康経営を推進していきます。



2025
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門
ホワイト500

(5) 財産および損益の状況の推移

区分 \ 年度	2021年度 第134期	2022年度 第135期	2023年度 第136期	2024年度 (当連結会計年度) 第137期
売上高	4,460億円	5,410億円	6,154億円	6,333億円
事業利益	65億円	179億円	370億円	434億円
営業利益	11億円	166億円	340億円	416億円
親会社の所有者に 帰属する当期利益	△64億円	67億円	186億円	274億円
基本的1株当たり 当期利益	△61円23銭	64円37銭	179円54銭	264円09銭
資産合計	4,083億円	4,200億円	4,418億円	4,504億円
資本合計	1,790億円	1,897億円	2,225億円	2,428億円

注1：会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。

注2：事業利益は、売上高から売上原価、販売費および一般管理費を控除し、持分法による投資損益を含めて算出しております。連結損益計算書上に定義されていない指標であるものの、当社の業績を評価する上で有用な情報であると判断し追加的に開示しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況等

① 親会社との関係

会社名	資本金	持株比率			当社との関係
		直接保有	間接保有	合計	
住友電気工業株式会社	百万円 99,737	% 49.64	% 1.14	% 50.78	当社製品の販売

注1：「持株比率」は、発行済株式の総数から自己株式（218,531株）を除いて計算しております。

注2：「持株比率」の「間接保有」欄の数値は、住友電気工業株式会社の子会社が保有する当社株式にかかる持株比率を記載しております。

当社は、当社の経営改善の成果を高めることを目的として、親会社である住友電気工業株式会社との間において、経営指導契約を締結しています。

当社と住友電気工業株式会社との間の取引は、当社連結売上高に対して2%程度の営業取引およびその他の取引がありますが、取引を行う場合にはアームス・レンジス・ルールに従うものとし、また、取締役会規程で定める一定規模以上の取引を行う場合には、独立性の高い社外役員の出席する取締役会における承認を要するものとしています。

さらに、取締役会付議基準に該当しない取引を含め、親会社との取引の状況について、定期的に取締役会へ報告しています。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所在地	資本金	当社グループ の議決権比率	主要な事業内容
東海化成工業株式会社	岐阜県 可児郡	百万円 100	% 80.00	自動車用制音・内装 品の製造および販売
住友理工ホーステックス株式会社	京都府 綾部市	3,000	100.00	高圧ホース・搬送用ホ ースの製造および販売
株式会社住理工九州	大分県 豊後高田市	100	100.00	自動車用防振ゴムの製 造および販売
株式会社住理工大分 A E	大分県 豊後高田市	450	100.00	精密機器用合成樹脂製 品の製造および販売
住理工商事株式会社	名古屋市中区	100	100.00	輸送機器・住環境・イン フラ等の分野における 製品の企画、開発、 販売および施工
株式会社住理工ロジテック	愛知県 小牧市	70	90.00	物流業務の受託
Sumitomo Riko America, Inc.	米国 ミシガン州	米ドル 879	100.00	米州地域の子会社に対 するコーポレート業務 の支援
SumiRiko Tennessee, Inc.	米国 テネシー州	446	100.00	自動車用防振ゴム・ホ ースの製造および販売
SumiRiko Ohio, Inc.	米国 オハイオ州	百万米ドル 5	100.00	自動車用防振ゴムの製 造および販売
SumiRiko Technical Center America, Inc.	米国 ミシガン州	米ドル 35	100.00	実車の振動・騒音の解 析、部品の評価、技術 サービス・情報収集

会 社 名	所在地	資本金	当社グループ の議決権比率	主要な事業内容
S-Riko de Querétaro, S.A.P.I. de C.V.	メキシコ ケレタロ州	百万メキシコペソ 752	% 100.00	自動車用防振ゴム・内 装品の製造および販売
S Riko Automotive Hose Tecalón Brasil S.A.	ブラジル ミナスジェライス州	百万ブラジルレアル 411	100.00	自動車用ホースの製造 および販売
SumiRiko Poland Sp. z o. o.	ポーランド マウオポルスカ県	百万ポーランドズロチ 32	77.06	自動車用防振ゴムの製 造および販売
Sumitomo Riko Europe GmbH	ドイツ ヘッセン州	百万ユーロ 12	100.00	欧州地域の子会社に対 するコーポレート業務 の支援
SumiRiko AVS Holding Germany GmbH	ドイツ ヘッセン州	5	100.00	同社の子会社を管理す る持株会社
SumiRiko AVS Czech s.r.o.	チェコ ズリーナ州	百万チェココルナ 7	100.00	自動車用防振ゴムの製 造および販売
SumiRiko Italy S.p.A.	イタリア ピエモンテ州	百万ユーロ 17	100.00	自動車用ホースの製造 および販売
SumiRiko Automotive Hose Tunisia Sarl	チュニジア アリアナ県	百万チュニジア・ ディナール 29	100.00	自動車用ホースの製造 および販売
住理工汽車部件(天津)有限公司	中国 天津市	百万人民元 116	86.43	自動車用防振ゴム・ホ ースの製造および販売
東海橡塑（合肥）有限公司	中国 安徽省	257	89.18	産業用ホースの製造お よび販売
住友理工企業管理（中国）有限公司	中国 浙江省	5	100.00	中国地域の子会社に対 するコーポレート業務 の支援
住理工汽車部件(嘉興)有限公司	中国 浙江省	243	100.00	自動車用防振ゴムの製 造および販売
東海橡塑技術中心（中国）有限公司	中国 浙江省	89	100.00	自動車用ゴム・樹脂製 品の開発
住理工汽車部件(広州)有限公司	中国 広東省	181	100.00	自動車用防振ゴム・ホ ースの製造および販売

会 社 名	所在地	資本金	当社グループ の議決権比率	主要な事業内容
SumiRiko Auto-Parts India Pvt. Ltd.	インド ラジャスタン州	百万インドルピー 2,500	% 100.00	自動車用防振ゴムの製造および販売
SumiRiko Eastern Rubber (Thailand) Ltd.	タイ ラヨン県	百万バーツ 153	66.00	自動車用防振ゴム・ホースの製造および販売
Sumitomo Riko (Asia Pacific) Ltd.	タイ ラヨン県	20	100.00	アジア地域の子会社に対するコーポレート業務の支援
Inoac Tokai (Thailand) Co., Ltd.	タイ アユタヤ県	45	50.57	自動車用防振ゴムの製造および販売
PT. Tokai Rubber Indonesia	インドネシア 西ジャワ州	億インドネシアルピア 3,506	91.54	自動車用防振ゴムの製造および販売

注1：当社グループの「議決権比率」は、間接保有割合を含んでおります。

注2：資本金は現地通貨をベースとして記載しております。

注3：SumiRiko Auto-Parts India Pvt. Ltd.については、2024年11月7日付でTokai Rubber Auto-Parts India Private Ltd.から商号変更しております。

注4：住理工汽車部件(広州)有限公司については、2024年12月2日付で東海橡塑(広州)有限公司から商号変更しております。

注5：住理工汽車部件(嘉興)有限公司については、2024年12月9日で東海橡塑(嘉興)有限公司から商号変更をしております。

注6：住理工汽車部件(天津)有限公司については、2025年1月3日付で東海橡塑(天津)有限公司から商号変更しております。

注7：東海橡塑(合肥)有限公司については、2025年4月9日付で住理工胶管（合肥）有限公司に商号変更しております。

注8：SumiRiko Italy S.p.A.については、2025年3月31日付で減資を実施し、資本金を17百万ユーロとしております。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2025年1月29日開催の取締役会において、2025年10月1日付で当社を存続会社とし、住理工商事株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施することを決議し、2025年2月28日付で当社および当社の完全子会社である住理工商事株式会社の間で、吸収合併契約を締結しました。

(8) 主要な事業内容

事業部門	主要製品
自動車用品	防振ゴム、ホース、制遮音品、内装品、燃料電池（FC）部材、ゴムシール材等
一般産業用品	精密樹脂ブレード・ロール、鉄道車両用・住宅用・橋梁用防振ゴム、高圧ホース・搬送用ホース等

(9) 主要な営業所および工場

① 当社

本店	愛知県小牧市
グローバル本社	名古屋市中村区
支社	東京支社（東京都港区）、大阪支社（大阪市北区）
製作所	小牧製作所（愛知県小牧市）、富士裾野製作所（静岡県裾野市）
事業所	松阪事業所（三重県松阪市）、埼玉事業所（埼玉県上尾市）

② 関係会社
(国内)

会社名	所在地
東海化成工業株式会社	岐阜県可児郡
住友理工ホーステックス株式会社	京都府綾部市
株式会社住理工九州	大分県豊後高田市
株式会社住理工大分 A E	大分県豊後高田市
住理工商事株式会社	名古屋市中区

(海外)

会社名	所在地
SumiRiko Tennessee, Inc.	米国 テネシー州
SumiRiko Ohio, Inc.	米国 オハイオ州
S-Riko de Querétaro, S.A.P.I. de C.V.	メキシコ ケレタロ州
S Riko Automotive Hose Tecalon Brasil S.A.	ブラジル ミナスジェライス州
SumiRiko Poland Sp. z o. o.	ポーランド マウオポルスカ県
SumiRiko AVS Czech s.r.o.	チェコ ブリーン州
SumiRiko Italy S.p.A.	イタリア ピエモンテ州
SumiRiko Automotive Hose Tunisia Sarl	チュニジア アリアナ県
住理工汽車部件(天津)有限公司	中国 天津市
東海橡塑（合肥）有限公司	中国 安徽省
住理工汽車部件(嘉興)有限公司	中国 浙江省
住理工汽車部件(広州)有限公司	中国 広東省
SumiRiko Auto-Parts India Pvt. Ltd.	インド ラジャスタン州
SumiRiko Eastern Rubber (Thailand) Ltd.	タイ ラヨン県
Inoac Tokai (Thailand) Co., Ltd.	タイ アユタヤ県
PT. Tokai Rubber Indonesia	インドネシア 西ジャワ州

注1：SumiRiko Auto-Parts India Pvt. Ltd.については、2024年11月7日付でTokai Rubber Auto-Parts India Private Ltd.から商号変更しております。

注2：住理工汽車部件(広州)有限公司については、2024年12月2日付で東海橡塑(広州)有限公司から商号変更しております。

注3：住理工汽車部件(嘉興)有限公司については、2024年12月9日で東海橡塑(嘉興)有限公司から商号変更をしております。

注4：住理工汽車部件(天津)有限公司については、2025年1月3日付で東海橡塑(天津)有限公司から商号変更しております。

注5：東海橡塑(合肥)有限公司については、2025年4月9日付で住理工胶管（合肥）有限公司に商号変更しております。

(10) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
25,617名	75名減

注：「従業員数」は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）です。

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	163.9億円
三井住友信託銀行株式会社	66.3億円
株式会社三菱UFJ銀行	26.4億円
株式会社日本政策投資銀行	10.0億円

注：株式会社三井住友銀行の借入額は、同社をエージェントおよびアレンジャーとするシンジケートローン49.9億円が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 104,042,806株
 (3) 株主数 8,552名
 (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持株比率
住友電気工業株式会社	51,534千株	49.64%
マルヤス工業株式会社	8,901千株	8.57%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,660千株	5.45%
住友理工共栄持株会	2,857千株	2.75%
住友理工社員持株会	1,924千株	1.85%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,923千株	1.85%
フコク物産株式会社	1,119千株	1.08%
MSIP CLIENT SECURITIES	1,035千株	1.00%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	929千株	0.90%
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/ UCITS ASSETS	730千株	0.70%

注1：発行済株式の総数には、自己株式（218,531株）が含まれております。

注2：「持株比率」は、発行済株式の総数から自己株式を除いて計算しております。

3. 役員の状況に関する事項

(1) 役員の氏名、地位、担当および重要な兼職の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 執行役員社長	清水 和 志	CSR・サステナビリティ委員会 委員長、 リスク管理委員会 委員長
取締役 専務執行役員	和 久 伸 一	生産機能本部、品質保証統括本部、情報システム統括本部 所管 品質委員会 委員長
取締役 専務執行役員	山 根 英 雄	法務、広報IR、人事総務本部、経理財務本部、 経営企画所管 コンプライアンス委員会 委員長、 Sumitomo Riko (Asia Pacific) Ltd. 社長
取締役 専務執行役員	安 田 日出吉	自動車事業統合本部、調達物流本部所管 住友理工企業管理（中国）有限公司 董事長
取締役 常務執行役員	矢 野 勝 久	産業用機能部品事業本部所管 東海橡塑(合肥)有限公司 董事長
取 締 役	入 谷 正 章	指名・報酬委員会 委員長 入谷法律事務所 所長、 愛知県人事委員会 委員長、 アイホン株式会社 社外取締役、 株式会社中央製作所 社外取締役（監査等委員）、 東陽倉庫株式会社 社外監査役
取 締 役	花 形 滋	ガバナンス委員会 委員長
取 締 役	宮 城 まり子	キャリア心理学研究所 代表、 公益財団法人オリックス宮内財団 理事、 学校法人フェリス女学院 監事、 日本キャリア・カウンセリング学会 名誉会長
常 勤 監 査 役	前 田 裕 久	
常 勤 監 査 役	南 野 高 伸	

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
監 査 役	百 嶋 計	追手門学院大学経営学部経営学科 教授、 京都大学公共政策大学院 非常勤講師、 財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員、 一般社団法人なら文化交流機構 理事、 公益財団法人国立京都国際会館 評議員、 奈良ユネスコ協会 理事、 一般財団法人青松会 理事、 株式会社大阪ソーダ 社外取締役、 扶桑化学工業株式会社 社外取締役
監 査 役	小 池 達 子	銀座総合法律事務所 弁護士、 アゼアス株式会社 補欠社外監査役、 株式会社オリジン 社外取締役、 三浦工業株式会社 社外取締役（監査等委員）
監 査 役	松 田 玲 子	株式会社筑波銀行 社外取締役（監査等委員）

注1：取締役入谷正章氏、花形滋氏および宮城まり子氏は、社外取締役であります。

注2：監査役百嶋計氏、小池達子氏および松田玲子氏は、社外監査役であります。

注3：監査役南野高伸氏および松田玲子氏は、2024年6月20日開催の第136期定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。

注4：監査役前田裕久氏は、当社経理部長としての経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注5：社外監査役百嶋計氏は、財務省などにおける長年の行政実務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注6：社外監査役松田玲子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注7：社外取締役入谷正章氏、花形滋氏および宮城まり子氏、社外監査役百嶋計氏、小池達子氏および松田玲子氏は金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。

注8：取締役矢野勝久氏の兼職先である東海橡塑(合肥)有限公司は、2025年4月9日付で住理工胶管（合肥）有限公司に商号変更しました。

(2) 会社役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役入谷正章氏、花形滋氏および宮城まり子氏、社外監査役百嶋計氏、小池達子氏および松田玲子氏との間において、定款第24条および第32条に基づき、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由を設けること等により、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

また、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員、および当社子会社の役員であり、被保険者のうち、当社の取締役、監査役、役付執行役員に対する保険料については、1割を当該役員間において一定割合で負担することとし、9割を当社が負担しています。また、その他の役員に対する保険料については、当社が全額を負担しています。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	入 谷 正 章	重要な兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
	花 形 滋	該当事項はありません。
	宮 城 まり子	重要な兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
監査役	百 嶋 計	当社は、社外監査役百嶋計氏が社外取締役を務めております株式会社大阪ソーダから同社の製品を購入しております。その他の重要な兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
	小 池 達 子	重要な兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
	松 田 玲 子	重要な兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	入 谷 正 章	当事業年度中に開催された取締役会16回のうち16回全てに出席し、弁護士実務を通じて培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。また、筆頭独立社外取締役として、社外取締役と経営陣および株主等のステークホルダーとの対話の円滑化に重要な役割を果たすとともに、当社指名・報酬委員会委員長として客観的かつ透明性ある手続きの確保に貢献することで、社外取締役として期待される役割を果たしています。さらに、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換や社外役員意見交換会等を実施し、適宜必要な助言を行っております。

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	花 形 滋	当事業年度中に開催された取締役会16回のうち16回全てに出席し、世界規模で事業を展開する上場会社の執行役員として培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。また、当社ガバナンス委員会委員長として、当社グループのコーポレートおよびグループガバナンス体制等の整備および向上に貢献することで、社外取締役として期待される役割を果たしています。さらに、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換や社外役員意見交換会等を実施し、適宜必要な助言を行っております。
	宮 城 まり子	当事業年度中に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、臨床心理実務、教育研究および組織運営を通じて培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。また、当社CSR・サステナビリティ委員会委員として従業員の就業環境向上やダイバーシティ経営の推進に貢献することで、社外取締役として期待される役割を果たしています。さらに、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換や社外役員意見交換会等を実施し、適宜必要な助言を行っております。
監査役	百 嶋 計	当事業年度中に開催された取締役会16回のうち16回全て、監査役会15回のうち15回全てに出席し、財務省などにおける長年の行政実務経験を通じて培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換や社外役員意見交換会等を実施し、適宜必要な助言を行っております。また、各事業所・部門・子会社の往査を実施しております。
	小 池 達 子	当事業年度中に開催された取締役会16回のうち16回全て、監査役会15回のうち15回全てに出席し、弁護士実務を通じて培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換や社外役員意見交換会等を実施し、適宜必要な助言を行っております。また、各事業所・部門・子会社の往査を実施しております。
	松 田 玲 子	就任後に開催された取締役会13回のうち13回全て、監査役会12回のうち12回全てに出席し、公認会計士実務を通じて培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換や社外役員意見交換会等を実施し、適宜必要な助言を行っております。また、各事業所・部門・子会社の往査を実施しております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等としての賞与により構成し、社外取締役については、独立性を確保する観点から、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととしています。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、それぞれの役位、職責、業績、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与等の水準をも考慮しながら報酬テーブルを設定し、総合的に勘案して決定するものとしています。なお、現在、取締役（社外取締役含む）の基本報酬の限度額は、2007年6月25日開催の株主総会の決議に基づき1事業年度につき総額350百万円としており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬である賞与としています。賞与支給総額については、各事業年度の売上高、営業利益、税引前利益、純利益等の業績指標やそれらの増減率等を総合的に勘案して算出し、その限度額を毎年株主総会で決議しています。賞与の各取締役（社外取締役を除く）への個人別の配分額は、賞与支給総額の枠内で、中長期的な観点も踏まえ、職位や責任度合い、所管部門における主要目標の達成度等を考慮して決定しています。賞与は、各事業年度において株主総会決議後、一定の時期に支給しています。

賞与支給総額を算出するための具体的な指標とその値は、環境の変化に応じて、定期的に指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしています。

取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬割合については、過度なインセンティブとならないように配慮し、基本報酬（固定報酬）に多くの比重を置くこととし、具体的には、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行っています。

報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝3：1としています（賞与支給総額を算出するための業績指標および賞与の各取締役（社外取締役

を除く)への個人別の配分額を算出するための主要目標等をいずれも100%達成する場合)。

なお、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬および業績連動報酬等から構成され、非金銭報酬等を含まず、また、社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしています。

決定方針の決定方法は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を答申し、取締役会がこれを尊重して決定しています。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は、その答申を尊重した上で十分な検討を行った結果、決定方針に沿うものであると判断しています。

監査役の報酬は、監査役の協議により決定しており、経営に対する独立性を確保するため全額を基本報酬(固定報酬)としています。なお、監査役の報酬限度額は、2008年6月23日開催の株主総会の決議に基づき、1事業年度につき総額100百万円としており、当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

取締役(社外取締役含む)の基本報酬の限度額は、2025年6月19日開催予定の第137期定時株主総会において1事業年度につき総額400百万円に、監査役の報酬限度額は、1事業年度につき総額150百万円に改定予定であり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名、当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会決議に基づき、代表取締役執行役員社長清水和志が、各取締役の基本報酬の額ならびに各取締役（社外取締役を除く）の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分およびそれに基づく額の決定について委任を受けるものとしています。代表取締役執行役員社長に委任した理由は、当社グループの経営状況等を最も熟知し、各取締役の報酬等を総合的かつ最適に決定できると判断したためです。また、取締役会は、代表取締役執行役員社長が当該権限を適切に行使することができるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役執行役員社長は、当該答申の内容を尊重してこれらの事項を決定するものとしています。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	取締役 (内社外取締役)		監査役 (内社外監査役)		計	
	員数	金額	員数	金額	員数	金額
基本報酬	8名 (3名)	218百万円 (43百万円)	7名 (4名)	87百万円 (41百万円)	15名	305百万円
賞与	5名	145百万円	—	—	5名	145百万円
計	8名 (3名)	363百万円 (43百万円)	7名 (4名)	87百万円 (41百万円)	15名	450百万円

注1：監査役には、2024年6月20日開催の第136期定時株主総会終結の時をもって退任した大橋武弘氏および関根愛子氏を含んでおります。

注2：上記賞与の額は、2025年6月19日開催予定の第137期定時株主総会決議に基づく役員賞与の支給予定額であります。

注3：上記賞与支給総額にかかる業績指標に関する実績は、連結損益計算書に記載のとおりであります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	103百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	113百万円

注1：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計金額を記載しております。

注2：当社の重要な子会社のうち日本国外に本店を有する会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当したと判断した場合には、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、会計監査人の職務遂行状況等を勘案し、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象があったと判断した場合には、会計監査人の解任もしくは不再任を株主総会の目的とします。

5. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

住友の事業は、今から約400年前に住友家初代住友政友が遺した商いの心得「文殊院旨意書（もんじゅいんしいがき）」を礎とし住友の先人により何代にもわたって深化・発展させてきた「住友事業精神」を精神的基盤として営まれてきました。

萬事入精：まず一人の人間として、何事に対しても誠心誠意を尽くす人であれ

信用確実：何よりも信用を重んじること、すなわち常に相手の信頼に応えること

不趨浮利：常に公共の利益との一致を求め、浮利を追い、軽率、粗略に行動してはならない

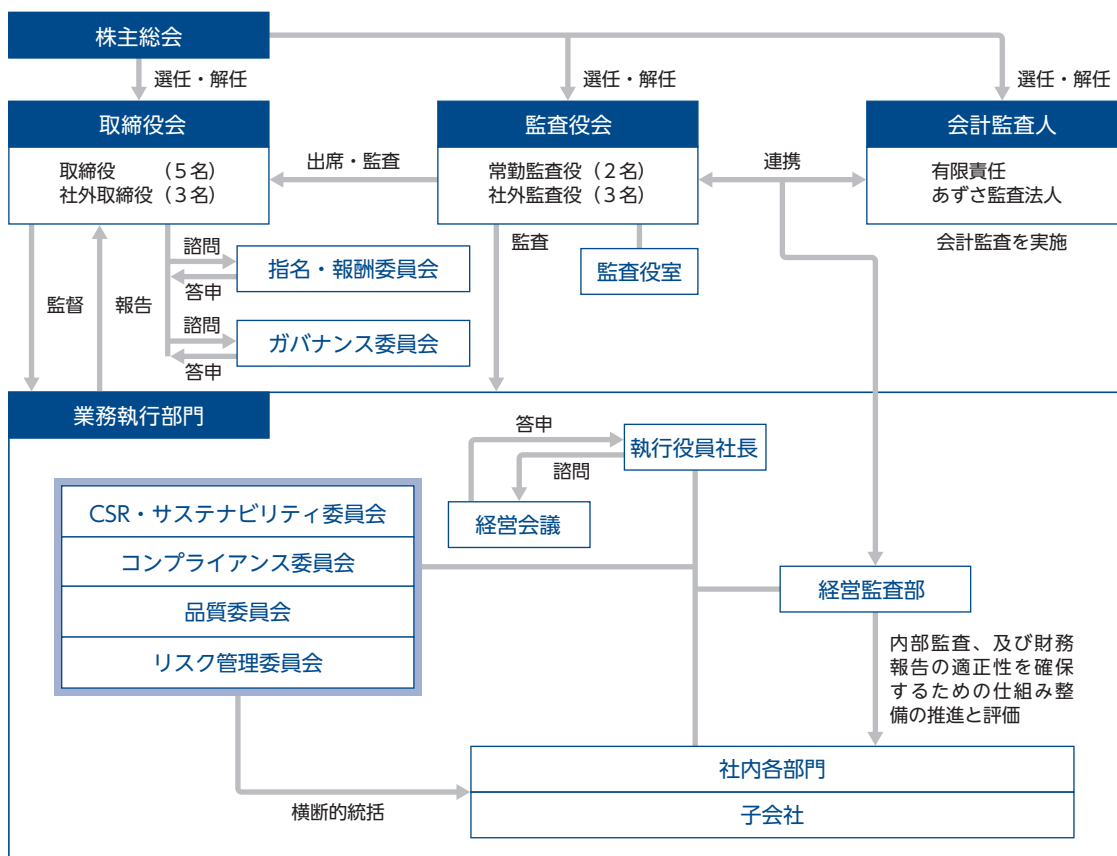
当社は、自動車用品分野では新たな地域と顧客への事業展開およびCASEに代表される新領域に対する製品の創出と開発を進め、一般産業用品分野では新領域の事業への進出を積極化させています。事業環境の変化に対応した健全なリスクテイクを支えるために、取締役会機能の充実を中心としたガバナンス機能の強化を図っていきます。

また、当社と成長の機会とリスクを共有する株主やその他のステークホルダーに対し経営戦略・経営課題を踏まえた財務情報や非財務情報の適時適切な開示を行い、また経営陣が株主との建設的な対話を行うための体制を整えていきます。

当社は、住友電気工業株式会社を親会社としています。事業上の意思決定は親会社から独立して行っていますが、多数の海外拠点や多様な技術・顧客基盤を持つ親会社を有することで、当社の海外事業や新事業展開において支援を受けることができます。当社のガバナンスにおいては、親会社と少数株主との利益が相反するおそれのある重要な取引・行為については、社外取締役および社外監査役のみで構成される特別委員会を設置し、当該委員会にて審議・検討するなど、株主共同の利益に配慮し親会社との健全な関係を維持していきます。

さらに、当社は「住友事業精神」に基づき、SDGsなどに代表される社会的課題に対し、技術革新を通じて解決を図ります。そして、企業価値と公益価値を同時に向上させることで、社会的価値を創造し、社会とともに持続的に成長することを目指していきます。

(2) コーポレート・ガバナンス体制図



(2025年3月31日現在)

(ご参考)コーポレートガバナンス報告書

<https://www.sumitomoriko.co.jp/company/management/>

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につきましては、以下のとおり定めております。

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に規定される株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、下記のとおり基本方針を定め、内部統制システムの整備・充実を図るものとする。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社の子会社からなる企業集団（以下、当社グループという。）における取締役その他の役員及び使用人（以下、役職員という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（以下、コンプライアンス体制という。）は、萬事入精、信用確実及び不趨浮利を旨とする住友事業精神に基づき取締役会が決定する経営理念、事業運営の基本（「安全・環境・コンプライアンス・品質（S.E.C.Q.）」）、住友理工グループ企業行動憲章、CSR・サステナビリティ基本方針、住友理工グループガバナンス・コード及びグローバルコンプライアンス行動指針（以下、行動指針等という。）に準拠して整備する。当該体制は、当社各部門及び子会社において整備し、すべての役職員により運用されるものとする。

子会社におけるコンプライアンス体制は、住友理工グループガバナンス・コード及びこのもとで当社が定めるグループ規程（子会社及びその役職員に適用される規程類をいう。以下、同じ。）により、その整備、運用がなされることを確保する。グループ規程では、子会社の規模や事業内容に応じて整備すべきコンプライアンス体制の基準を定める。また、当社グループにおけるコンプライアンスは、「単に法令遵守にとどまらず、社会の期待に応えること」という共通理解に基づき、本項に関する社内規程・運用等は、定期的に見直し、これを整備する。

法令違反の早期発見及び迅速かつ適切な対応を行うために、当社グループの違反報告・処理体制を整備するとともに、法令及び社内規程に違反した役職員へは、当社又は子会社の規程に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

また、当社は、贈収賄・腐敗行為防止をコンプライアンスにおける最重要課題のひとつとして位置付けており、贈収賄・腐敗行為防止に対する取組み及び社内体制の整備を強化する。これらの仕組みや体制が適正に運用されるように、法令遵守（贈収賄規制、競争法、下請法及び労働法等）に対する取組み及び研修を実施する。

当社グループにおけるコンプライアンス体制の整備、運用を主導、統括する組織として当社にコンプライアンス委員会（以下、本項において委員会という。）を設置する。委員長は、取締役会決議により選任し、その活動状況は取締役会に報告する。委員会は定期に開催し、監査役及び社外取締役が出席して意見を述べられるものとする。委員会の委員又は事務局には、弁護士その他の企業法務の専門知識を有する役職員を置く。委員会には独立した予算を設ける。

委員会は、定期に当社グループのコンプライアンスリスクを識別・評価し、対応計画を定め、委員会、当社各部門及び子会社における対応を把握し検証する。委員会は、当社グループの役職員に対し行動指針等及びリスク評価に基づくコンプライアンス教育を定期的に実施する。また、役職員のコンプライアンス対応を支援するため、法務部門及び各分野のコンプライアンス対応を分掌する部門にコンプライアンス相談窓口を設ける。反社会的勢力に対しては、担当部門を定め、当社グループがこれとの一切の関係を遮断する体制を整備する。

委員会は、コンプライアンス問題の内部通報窓口を社内及び社外に設け、周知する。通報事案に対しては客観的かつ専門的な調査を行い、個別問題の是正及びコンプライアンス体制の改善を図る。当社グループは、通報者に対し、通報を理由として不利な取扱いを行わないものとし、通報者の保護に万全を期す。委員会は、全世界の子会社の役職員から直接、内部通報を受付ける制度を整備・運用する。一定の事業規模を有する子会社は、内部通報にかかる関係法令及びグループ規程に基づき、社内の内部通報制度を整備するものとする。

委員会は、定期的に当社各部門及び各子会社におけるコンプライアンス問題の状況の調査を実施する。委員会は、この調査結果、リスクの識別・評価及び内部通報の状況等に基づき、定期的に当社グループのコンプライアンス体制を検証し、その整備計画に反映させる。

当社グループにおける全社品質方針を定め、社長直下の品質所管役員を品質統括責任者とする品質マネジメント体制（監査、モニタリング等を含む。）を構築・運用し、グループグローバルで、顧客視点での継続的な品質改善を推進する体制を整備する。特に、当社グループに著しい影響を与え得る重要な品質コンプライアンスリスクについては、経営会議等においてリスクの特定・分析・評価・対応策等について機動的かつ多面的・多角的に審議することとし、とりわけ、重要リスクが発現した際には、速やかに取締役会に報告するとともに、社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制とする。また、品質不正防止規程及びガイドラインを定め、当社グループの役職員及び各部門が担うべき役割と責任、品質不正防止のための具体的な取組み、品質不正発生時の初動対応を明確化し、これを当社グループ全体に周知する。

当社グループ全体で人権尊重の責任を果たすため、住友理工グループ人権方針を定め、必要な施策を講じる。

2. 当社及びその支配株主である親会社との業務の適正を確保するための体制

当社は、その支配株主である親会社（以下、親会社という。）の経営方針等を尊重しつつ、当社の独立性を確保し、自律的な内部統制システムを整備する。さらに、親会社と少数株主との利益が相反するおそれのある重要な取引・行為については、社外取締役及び社外監査役のみで構成される特別委員会を設置し、当該委員会において審議・検討する。

3. 財務及び非財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務及び非財務報告の適正性を確保するための内部統制システムを整備する。経営監査部／内部監査部門は、当社グループにおける当該内部統制システムの整備及び運用を支援するとともに、内部統制責任者である経営者の補助者としてそれらの状況を評価し、取締役会へ報告する。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行の決定、その経過及び結果を適切に記録するために、取締役会規程、情報管理基本規程その他の規程により、作成すべき情報、その作成、承認、送付及び保存の手続き及びそれらの管理に関する事項を規定し、それが運用される体制を整備する。

5. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおける損失の危険（事業目的達成に負の影響を及ぼす不確実な事象を含むものとし、以下、リスクという。）の管理に関する体制は、取締役会が、当社グループのリスク選好、リスク許容度、経営に重大な影響を及ぼすすべてのリスクの規模及びそれらへの対応状況の認識を共有することで、当社グループ全体の戦略を最適化し、経営リスクを極小化するため適時に適切な判断を行えるものとする。これらの体制は、取締役会が制定する当社の規程及びグループ規程に基づき以下のとおり整備する。

当社にリスク管理委員会（以下、本項において委員会という。）を設置し、当社グループにおけるリスク管理体制の整備及び運用を統括する。委員会の委員長は、取締役会決議により選任し、そのリスク管理の状況は取締役会に報告する。委員会は定期に開催し、監査役及び社外取締役が出席して意見を述べられるものとする。委員会には委員又は事務局に企業のリスク管理の専門知識を有する役職員を置き、又は社外専門家の助言を受けられる体制とする。

委員会は、定期的に当社グループのリスクの識別、評価を実施し、各部門・子会社が策定するリスクへの対応計画の妥当性を確認し、その遂行状況をモニタリングする。また、委員会は、当社グループにおける重要なリスクを選定し、当該リスク、その対応計画案及び対応の状況を取締役に報告する。リスクを識別するにあたっては、経済安全保障環境の変化、自然災害、事業の国際化、情報及びサイバーセキュリティリスクの高まり、新規事業分野への進出、国内外の法令改正やその運用動向など内外の事業環境の変化を幅広く考慮する。また、人材やサプライチェーン、財務、レピュテーションに関するリスクも総合的に検討する。

さらに、委員会は、震災、火災、感染症など急激かつ外来の災害によるリスクに対して、当社各部門及び子会社における災害対策計画及び不測事態対応計画の策定及び定期的な訓練・検証を統括する。

6. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役の職務の執行が効率的かつ適正に行えるように、住友理工グループガバナンス・コードに従って、当社グループにおける組織、分掌

及び職務権限に関する規程を整備して運用する。加えて、当社取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会の設置や取締役会規程の定期的な見直しを通じて、意思決定の迅速化及び監督機能を強化する。また、当社グループ及び株主共同の利益を害することのないよう、競業取引や利益相反取引を取締役会で承認する等、適切に監視を行うとともに、利益相反等管理のための体制の整備を強化する。

事業本部制により全世界ベースでの事業責任者を定め権限を委譲するとともに、連結ベースでの利益責任を有するものとし、製造管理部門、研究開発部門及びコーポレート部門の支援・管理機能と連携することにより、連結経営管理を強化する。事業責任者による迅速かつ適切な意思決定を支えるための組織として、各事業本部の下に事業統括部を設置するとともに、当社グループにおける健全で効率的な業務執行体制の整備・強化を目的として、世界の主要地域に地域コーポレートサポート会社を設立する。

各部門の業績や効率性については、種々の指標に関し原則として年度単位で目標を設定し、月次・四半期業績報告や定期的な事業活動報告の場を設定することにより、所要の対策について検討する体制を整備する。

当社グループの全世界の拠点が連携して業務を遂行できるようにするために、セキュリティが確保され、かつ統合化された情報インフラ基盤を整備する。

当社グループにおいて、個人情報保護及び営業秘密管理に関連する法令に従って、必要な規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存、管理する。

7. 子会社の取締役その他の業務執行者から当社に対するその職務の執行に係る事項についての報告に関する体制

子会社の経営に関する基本事項、重要な業務執行の決定、その経過及び結果、財務の状況並びにその経営に重大な影響のある事象の発生及びそのおそれについて、グループ規程に基づき子会社から当社に対し適時かつ適切に報告される体制を整備する。

グループ規程では、報告すべき事項及びその基準を整理して示すとともに、子会社における報告責任者を定め、報告が適時にかつ遺漏なく行われるようにする。また、内部監査を含むモニタリング活動を通じて、当該報告の実施状況を定期的に検証する。

併せて、子会社のリスク特性及び事業環境を考慮し、内部監査体制の計画的かつ段階的な整備を推進する。当社グループの内部監査については、監査の網羅性を確保しつつ、リスク要因に基づくリスクアプローチを採用し、実効性の高い監査を実施する。

当社グループとしての法令遵守及びコンプライアンス体制整備・運用の徹底、及びグループ内コミュニケーションを活性化させることを目的として、経営層と従業員の対話及び意見交換の場を設ける等、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が、その業務を補助すべき使用人（以下、本項において補助者という。）を置くことを求めた場合には、これを置くものとする。補助者には、監査役の職務の性質及び専門性に対応した識見及び能力を有する者を充て、またその使用人に対し必要な教育の機会を設けるものとする。

補助者は、監査役会直轄の部署に配置し、監査役が特に認めた場合を除き、監査役及び他の補助者以外の者の指揮命令を受けないものとする。

補助者の異動を行おうとするときは、事前に監査役会の意見を求め、その過程を記録するものとする。人事考課に際しては、その決定の前に監査役会の意見を求めるものとする。

9. 取締役及び使用人又は子会社の取締役その他の業務執行者、使用人若しくはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制及びその他当監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社グループの役職員に対し、監査役会規程に基づき定期的に又は随時、所管業務の状況について報告を求めることができるものとする。

監査役は経営会議、CSR・サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席を求め、質問し、報告を求めることができるものとする。

監査役の要求に対し正当な理由がなく報告を拒み又は故意に虚偽の報告をするなど監査役の正当な職務の執行を妨げた役職員に対し、当社又は子会社の規程に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

当社は、職務権限に関する規程において、一定基準を超える業務執行（子会社における業務執行の承認を含む。）の決裁は監査役に報告を要することを定めるものとする。

監査役は、代表取締役との意見交換会を定期的を開催する。

監査役会は、グループ規程により、子会社から監査役に対し報告すべき事項を定めることができるものとする。

当社グループの役職員又はこれらの者から報告を受けた者が、自ら必要があると認めたときは、当社又は子会社における法令・定款違反行為やこれらにおける重大な発生事象について、監査役に報告することができる。

10. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、前項の報告をした役職員（以下、報告者という。）に対し、報告を理由として不利な取扱いは行ってはならないものとする。報告者の秘密の保護、その他報告者の保護については規程で定め、周知する。また、報告者に対し正当な理由なく不利な取扱いをした役職員に対し、当社又は子会社の規程に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

11. 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役会は、監査役 of 職務の執行に要する費用について、監査役会 of 要請により独立した予算を計上する。当社は、監査役 of 職務の執行に必要なと認められる場合を除き、当該費用 of 前払若しくは償還又は当該費用にかかる債務 of 弁済を遅滞なく行う。

取締役会は、正当な理由がなく、監査役会 of 要請する予算 of 計上又はその追加計上を拒まないものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、毎期、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づく体制の運用の状況の確認を行うとともに、内外の環境の変化等に対応し、その見直しを行うものとしております。当期における当該体制は、2025年1月29日開催の取締役会において、全て基本方針に従って整備が進められ適正に運用されていることを確認しています。

当期における主な整備および運用の状況は、以下のとおりです。

「当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に関して、次の事項を実施しています。

- ① 国内外の子会社の全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、当社グループにおけるコンプライアンス体制をさらに強化しています。
- ② 品質不正防止規程およびガイドラインを定め、当社グループの役職員および各部門が担うべき役割と責任、品質不正防止のための具体的な取組み、品質不正発生時の初動対応を明確化し、これを当社グループ全体に周知しています。

「監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」に関して、基本方針に定める体制が全て整備され適切に機能していることを確認しています。

注：この事業報告におきましては、金額は表示単位未満を四捨五入し、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

第 137 期

附属明細書

2024年 4月 1日 から

2025年 3月31日 まで

住友理工株式会社

第 1 3 7 期事業報告の附属明細書

当会社役員の重要な兼職の状況の明細

当会社の地位	氏 名	重要な兼職の状況	就任年月日	事業の同一性
取締役 専務執行役員	山 根 英 雄	Sumitomo Riko (Asia Pacific) Ltd. 社長	2021年 6月	当社の事業と同一の 部類の事業（注1）
取締役 専務執行役員	安 田 日 出 吉	住友理工企業管理（中国）有限公司 董事長	2023年 6月	当社の事業と同一の 部類の事業（注1）
取締役 常務執行役員	矢 野 勝 久	東海橡塑（合肥）有限公司 董事長	2023年 6月	当社の事業と同一の 部類の事業（注2）
社外取締役	入 谷 正 章	入谷法律事務所 所長	1976年 4月	—
		愛知県人事委員会 委員長	2019年 7月	
		アイホン株式会社 社外取締役	2013年 6月	
		株式会社中央製作所 社外取締役（監査等委員）	2022年 6月	
		東陽倉庫株式会社 社外監査役	2015年 6月	
社外取締役	宮 城 ま り 子	キャリア心理学研究所 代表	2018年 4月	—
		公益財団法人オリックス宮内財団 理事	2010年 4月	
		学校法人フェリス女学院 監事	2019年 6月	
		日本キャリア・カウンセリング学会 名誉会長	2015年 4月	
社外監査役	百 嶋 計	追手門学院大学経営学部経営学科 教授	2019年 4月	—
		京都大学公共政策大学院 非常勤講師	2024年 10月	
		財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員	2019年 4月	
		一般社団法人なら文化交流機構 理事	2020年 6月	
		公益財団法人国立京都国際会館 評議員	2021年 3月	
		奈良ユネスコ協会 理事	2021年 7月	
		一般財団法人青松会 理事	2022年 6月	
		株式会社大阪ソーダ 社外取締役	2019年 6月	
		扶桑化学工業株式会社 社外取締役	2022年 6月	
社外監査役	小 池 達 子	銀座総合法律事務所 弁護士	2011年 1月	—
		アゼアス株式会社 補欠社外監査役	2018年 7月	
		株式会社オリジン 社外取締役	2019年 6月	
		三浦工業株式会社 社外取締役（監査等委員）	2021年 6月	
社外監査役	松 田 玲 子	株式会社筑波銀行 社外取締役（監査等委員）	2024年 6月	—

注1：兼務する他の会社が当社の完全子会社であるため、競業取引または自己取引にかかる取締役会の承認を要しないもの。

注2：2024年6月20日開催の当社取締役会において、競業取引および利益相反取引の承認を得ている。

【参考】会社法施行規則 128 条

第五目 事業報告の附属明細書の内容

第二百二十八条 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容とするものでなければならない。

- 2 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社であるときは、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが第二百二十一条第八号の重要な兼職に該当する会社役員（会計参与を除く。）についての当該兼職の状況の明細（重要でないものを除く。）を事業報告の附属明細書の内容としなければならない。この場合において、当該他の法人等の事業が当該株式会社の事業と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならない。
- 3 当該株式会社とその親会社等との間の取引（当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であって、当該株式会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第一百十二条第一項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を省略するものに限る。）があるときは、当該取引に係る第一百十八条第五号イからハまでに掲げる事項を事業報告の附属明細書の内容としなければならない。

以 上

第 137 期

計 算 書 類

2024年 4月 1日 から

2025年 3月 31日 まで

住 友 理 工 株 式 会 社

貸 借 対 照 表

(2025年 3 月 31 日 現 在)

(単位：百万円)

科 目		科 目	
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	153,789	流 動 負 債	106,677
現 金 及 び 預 金	21,759	買 掛 金	31,296
電 子 記 録 債 権	1,578	短 期 借 入 金	52,828
売 掛 金	46,792	未 払 金	10,232
商 品 及 び 製 品	4,777	未 払 費 用	6,308
仕 掛 品	3,996	未 払 法 人 税 等	1,398
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,913	預 り 金	831
未 収 入 金	11,631	役 員 賞 与 引 当 金	87
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	59,797	製 品 保 証 引 当 金	2,664
そ の 他	548	そ の 他	1,032
貸 倒 引 当 金	△ 2		
固 定 資 産	129,972	固 定 負 債	73,596
有 形 固 定 資 産	41,735	社 債	45,000
建 物	13,941	長 期 借 入 金	6,000
構 築 物	1,599	長 期 未 払 金	2,864
機 械 装 置	13,387	長 期 未 払 法 人 税 等	71
車 両 運 搬 具	116	退 職 給 付 引 当 金	755
工 具 、 器 具 及 び 備 品	4,968	事 業 構 造 改 善 引 当 金	452
土 地	5,092	債 務 保 証 損 失 引 当 金	59
建 設 仮 勘 定	2,632	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	17,557
無 形 固 定 資 産	4,449	そ の 他	838
ソ フ ト ウ エ ア 等	4,449	負 債 合 計	180,273
投 資 そ の 他 の 資 産	83,789	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	363	株 主 資 本	103,481
関 係 会 社 株 式 ・ 出 資 金	62,670	資 本 金	12,145
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	5,724	資 本 剰 余 金	10,867
前 払 年 金 費 用	7,705	資 本 準 備 金	10,867
繰 延 税 金 資 産	2,837	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
そ の 他	7,132	利 益 剰 余 金	80,743
貸 倒 引 当 金	△ 2,642	利 益 準 備 金	1,456
		そ の 他 利 益 剰 余 金	79,287
		特 別 償 却 準 備 金	2
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	140
		別 途 積 立 金	74,593
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,552
		自 己 株 式	△ 275
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	8
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8
資 産 合 計	283,761	純 資 産 合 計	103,488
		負 債 純 資 産 合 計	283,761

損 益 計 算 書

(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	213,066
売 上 原 価	177,621
売 上 総 利 益	35,445
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	25,606
営 業 利 益	9,838
営 業 外 収 益	22,096
受 取 利 息 及 び 配 当 金	21,788
そ の 他	308
営 業 外 費 用	3,431
支 払 利 息	647
固 定 資 産 売 却 損	0
固 定 資 産 廃 棄 損	270
為 替 差 損	1,818
そ の 他	696
経 常 利 益	28,504
特 別 利 益	2,125
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,067
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,039
そ の 他	19
特 別 損 失	12,482
関 係 会 社 株 式 ・ 出 資 金 評 価 損	10,919
退 職 給 付 制 度 改 定 損	1,043
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	273
そ の 他	247
税 引 前 当 期 純 利 益	18,146
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,857
国 際 最 低 課 税 額 に 対 す る 法 人 税 等	71
法 人 税 等 調 整 額	△440
当 期 純 利 益	14,658

株主資本等変動計算書

（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
						特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金
当期首残高	12,145	10,867	0	10,867	1,456	2	220	74,593
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				-				
当期純利益				-				
特別償却準備金の積立				-		1		
特別償却準備金の取崩				-		△0		
固定資産圧縮積立金の取崩				-			△80	
自己株式の取得				-				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）				-				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1	△80	-
当期末残高	12,145	10,867	0	10,867	1,456	2	140	74,593

	株 主 資 本				評価・換算差額等			純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計	その他投資 有価証券 評価差額金	繰 延 ヘッジ 損 益	評価・ 換算差額 等合計	
	その他利益剰余金	利 益 剰余金 合 計						
当期首残高	△4,787	71,484	△274	94,222	17	△3	14	94,235
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	△5,399	△5,399		△5,399			-	△5,399
当期純利益	14,658	14,658		14,658			-	14,658
特別償却準備金の積立	△1	-		-			-	-
特別償却準備金の取崩	0	-		-			-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	80	-		-			-	-
自己株式の取得		-	△1	△1			-	△1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）		-		-	△9	3	△6	△6
事業年度中の変動額合計	9,339	9,259	△1	9,259	△9	3	△6	9,253
当期末残高	4,552	80,743	△275	103,481	8	-	8	103,488

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づき定額法を採用しております。また、営業権については、見込存続期間を償却年数（５年）とする定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

販売した製品の品質保証費用の支出に備えるため、過去の発生実績に基づいて見積もった支出のほか、個々の案件について合理的に算定した見込額を加えて計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(6) 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用の支出に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(7) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

自動車用品セグメントにおいては、防振ゴム、ホース、内装品、制遮音品、燃料電池（FC）部材、ゴムシール材などを国内外の顧客に提供しており、一般産業用品セグメントにおいては、精密樹脂ブレード・ロール、鉄道車両用・住宅用・橋梁用防振ゴム、高圧ホース・搬送用ホースなどを国内外の顧客に提供しております。これらの製品については、顧客に製品を引き渡した時点で、履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金利息
- (3) ヘッジ方針
デリバティブ取引は、内規に基づき、金利変動リスクを回避するために行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価方法
ヘッジの有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段を明らかにした上で、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額を基礎として継続的（原則３ヶ月毎）に行っております。
ただし、名目金額、満期、基礎数値など、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が完全にもしくはほぼ一致しており、両者の経済的な相殺効果が明らかである場合には、事前判定をもって有効性の判定に代えることとしております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
46,184百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項
連結計算書類「連結注記表(重要な会計上の見積りに関する注記) 1. 非金融資産の減損」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

2. 繰延税金資産

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
2,837百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項
連結計算書類「連結注記表(重要な会計上の見積りに関する注記) 2. 繰延税金資産」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。また金額の内訳を計算書類「個別注記表(税効果会計に関する注記)」に記載しております。

3. 製品保証引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
2,664百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項
連結計算書類「連結注記表(重要な会計上の見積りに関する注記) 3. 製品保証引当金」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

追加情報

1. 退職給付制度の移行

当社は、2025年４月１日付で退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号 2007年２月７日）を適用しております。これに伴い、当事業年度において、退職給付制度改定損1,043百万円を特別損失として計上しております。

2. 連結子会社の吸収合併

当社は、2025年１月29日開催の取締役会において、当社の100%子会社である住理工商事株式会社を2025年10月１日付で吸収合併することを決議しております。

貸借対照表に関する注記

- 1. 有形固定資産の減価償却累計額…………… 132,635百万円
- 2. 保証債務
関係会社の金融機関借入金等に対する保証債務……………14,467百万円
(4,425千米ドル、74,721千ユーロ、40,596千人民元、410百万インドルピー、7,469千香港ドル)
- 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
関係会社に対する短期金銭債権…………… 27,779百万円
関係会社に対する短期金銭債務…………… 59,307百万円

4. その他

自動車用品事業において、同分野の競争法違反行為により損害を被ったとして、一部の自動車メーカーと損害賠償に関する交渉を行っております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	55,130百万円
関係会社からの仕入高	46,999百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	23,017百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	218,531株
------	----------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	1,406百万円
退職給付引当金	238百万円
減損損失	349百万円
製品保証引当金	815百万円
棚卸資産評価損	565百万円
有価証券評価損	99百万円
未払費用	98百万円
関係会社株式・出資金評価損	29,812百万円
その他	3,918百万円

繰延税金資産小計	37,301百万円
評価性引当額	△ 31,940百万円

繰延税金資産合計	5,361百万円
----------	----------

繰延税金負債

前払年金費用	△ 2,427百万円
その他有価証券評価差額金	△ 4百万円
固定資産圧縮積立金	△ 65百万円
その他	△ 28百万円

繰延税金負債合計	△ 2,523百万円
----------	------------

繰延税金資産の純額	2,837百万円
-----------	----------

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有（被 所 有 ） 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
主 要 株 主 （会社等）	マ ル ヤ ス 工 業 （株）	当社所有 直接12.2% 当社被所有 9.99%	原材料の購入	原材料の 購入 （注1）	百万円 6,617	買掛金	百万円 4,800

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1） 原材料の購入については、市場価格を勘案して、毎回価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

（注2） マルヤス工業（株）については、当社に対する議決権の所有割合が減少したことにより、2024年12月23日から主要株主に該当しないこととなりました。そのため、取引金額は関連当事者であった期間の金額について、期末残高は関連当事者に該当しなくなった時点での残高について記載しております。また、議決権等の所有（被所有）割合についても、関連当事者に該当しなくなった時点での内容を記載しております。

2. 子会社及び関連会社等

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所 有(被所有)割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	(株)住理工大 分A E	当社所有 直接 100.0%	当社製品の製造 余裕資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注1) 利息の受取	百万円 4,687 41	短期貸付金	百万円 4,194
子会社	住理工商事 (株)	当社所有 直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売	10,084	売掛金	4,320
子会社	住友理工ホー ステックス (株)	当社所有 直接 100.0%	当社製品の製造 余裕資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注1) 利息の受取	3,576 43	短期貸付金	3,263
子会社	Sumitomo Riko America, Inc.	当社所有 直接 100.0%	当社製品の 開発・営業・設 計窓口対応 余裕資金の貸付 債務の保証 役員の兼任	資金の貸付(注2) 利息の受取 債務の保証(注3)	1,531 37 598	短期貸付金 —	4,486 —
子会社	SumiRiko Tennessee, Inc.	当社所有 間接 100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	製品及び商品の販 売	14,324	売掛金	7,036
子会社	Sumitomo Riko (Asia Pacific) Ltd.	当社所有 直接 99.9% 間接 0.1%	当社製品の 開発・営業・設 計窓口対応 余裕資金の受入 役員の兼任	資金の借入(注4) 利息の支払	3,400 130	短期借入金	26,900
子会社	Sumitomo Riko Europe GmbH	当社所有 直接 100.0%	当社製品の 開発・営業・設 計窓口対応 余裕資金の貸付 債務の保証 役員の兼任	資金の貸付(注2) 利息の受取 債務の保証(注3)	2,228 1,293 11,181	短期貸付金 —	42,619 —
子会社	住友理工企業 管理(中国)有 限公司	当社所有 直接 100.0%	当社製品の 開発・営業・設 計窓口対応 余裕資金の受入 役員の兼任	資金の返済(注4) 利息の支払	6,402 193	短期借入金	12,354
子会社	SumiRiko Italy S.p.A.	当社所有 直接 100.0%	当社製品の製造 役員の兼任 子会社株式の 買取	子会社株式の 買取(注5)	4,885	—	—
子会社	(株)住理工九 州	当社所有 直接 100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	製品の仕入	4,092	買掛金	3,181

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については反復的に取引を行っているため、月末平均残高を取引金額として記載しております。

(注2) 資金の貸付については市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額には純額を記載しております。

(注3) 当社は金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。なお、取引金額には債務保証の期末残高を記載しております。

(注4)資金の借入については市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額には純額を記載しております。

(注5)子会社株式の買取については、2024年11月29日開催の取締役会決議に基づき、子会社株式の買取を当社が引き受けたものであり、株式の買取価格は、公平性を担保するため、独立の第三者算定機関に価値評価を依頼し決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	996円76銭
2. 1株当たり当期純利益金額	141円18銭

重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

第 137 期

附 属 明 細 書

2024年 4月 1日 から

2025年 3月31日 まで

住 友 理 工 株 式 会 社

目 次

計算書類に関する附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細・・・・・・・・・・1
2. 引当金の明細・・・・・・・・・・2
3. 販売費及び一般管理費の明細・・・・・・・・・・3

(注) この附属明細書の記載金額は百万円未満を四捨五入している。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区 分	資産の種類	期 首 帳簿価額	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	減価償却 累 計 額	期 末 取得原価
有 形 固 定 資 産	建 物	百万円 11,770	百万円 3,240	百万円 119 (99)	百万円 950	百万円 13,941	百万円 28,710	百万円 42,651
	構 築 物	1,446	354	79 (0)	121	1,599	4,112	5,711
	機 械 装 置	13,433	3,287	403 (235)	2,930	13,387	72,191	85,578
	車 両 運 搬 具	131	26	2	38	116	343	459
	工具、器具及び備品	4,426	2,802	200 (23)	2,061	4,968	27,279	32,247
	土 地	5,090	12	11 (2)	-	5,092	-	5,092
	建 設 仮 勘 定	2,583	9,702	9,653	-	2,632	-	2,632
	計	38,879	19,424	10,467 (359)	6,100	41,735	132,635	174,370
無 形 固 定 資 産	ソフトウェア等	3,946	1,933	3	1,427	4,449		
	計	3,946	1,933	3	1,427	4,449		

(注)

1. 当期増加額のうち主なもの

建物 小牧製作所 共通製造用建物

百万円

2,591

2. 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 引当金の明細

科 目	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
	百万円	百万円	百万円	百万円
貸倒引当金	3,711	1	1,067	2,644
債務保証損失引当金	78	－	19	59
関係会社事業損失引当金	17,284	273	－	17,557
退職給付引当金	3,057	1,139	3,441	755
役員賞与引当金	46	151	110	87
製品保証引当金	2,395	384	115	2,664
事業構造改善引当金	659	－	207	452

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額	摘 要
	百万円	
販 売 手 数 料	307	
荷 造 運 送 費	4,761	
役 員 報 酬	456	
従 業 員 給 料 賃 金	4,905	
賞 与	2,165	
退 職 給 付 費 用	272	
福 利 厚 生 費	1,369	
広 告 宣 伝 費 ・ 見 本 料	102	
水 道 光 熱 費	170	
交 際 費	45	
旅 費 交 通 費	495	
通 信 費	48	
事 務 用 消 耗 品 費	11	
租 税 公 課	241	
事 業 税	444	
減 価 償 却 費	1,713	
修 繕 費	1,236	
保 険 料	165	
賃 借 料	544	
諸 会 費	50	
試 作 費	438	
業 務 委 託 費	1,132	
研 究 開 発 費	2,357	
製品保証引当金繰入額	269	
雑 費 等	1,909	
合 計	25,606	

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 8 日

住友理工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	森	本	泰	行
-------------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	松	木		豊
-------------------------	-------	---	---	--	---

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	金	原	正	英
-------------------------	-------	---	---	---	---

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友理工株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するため

のセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第137期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

住友理工株式会社 監査役会

常勤監査役 前田 裕久



常勤監査役 南野 高伸



社外監査役 百嶋 計



社外監査役 小池 達子



社外監査役 松田 玲子

